第　２７　回　　行　田　市　農　業　委　員　会　議　事　録

開　催　年　月　日	令　和　７　年　８　月　２５　日
開　催　場　所	行　田　市　産　業　文　化　会　館　２　Ａ　会　議　室
開　議　時　刻	９　時　００　分
閉　議　時　刻	９　時　４０　分

会　長	藤　間　光　治	会長代理	中　村　賢　一・伊　東　普　丈

農業委員出席状況	議席番号	氏　名	摘　要	議席番号	氏　名	摘　要
	1	藤　間　光　治	出 ○ 席　欠　席	9	新　井　健　一	出 ○ 席　欠　席
	2	中　村　賢　一	出 ○ 席　欠　席	10	関　口　浩　幸	出 ○ 席　欠　席
	3	寺　田　浩　市	出 ○ 席　欠　席	11	伊　東　普　丈	出 ○ 席　欠　席
	4	赤　羽　修　一	出 ○ 席　欠　席	12	田　口　隆　一	出 ○ 席　欠　席
	5	髙　澤　克　芳	出 ○ 席　欠　席	13	宮　﨑　　薫	出 ○ 席　欠　席
	6	川　島　悦　男	出 ○ 席　欠　席			
	7	太　田　　実	出 ○ 席　欠　席			
	8	間　々　田　英　治	出 ○ 席　欠　席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏　　名	摘　　要	地区番号	氏　　名	摘　　要
	①			⑪		
	②			⑫	堀　口　晴　義	出 ○ 席　　欠　　席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮	江　川　直　一	出　　席　　欠 ○ 席
	⑥			⑯		
	⑦			⑰	島　嵜　典　緒	出 ○ 席　　欠　　席
	⑧			⑱		
	⑨			⑲	諸　貫　達　也	出 ○ 席　　欠　　席
	⑩			⑳		
関係者				書記	局　　長	小　林　　誠
					主　　査	赤　城　太　郎
					主　　事	髙　澤　茉　鈴

１　開会	事務局長	開会宣告（９：００）
２　会長あいさつ	会長	あいさつ
３　議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
４　議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、赤羽委員、高澤委員両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。
５　議事 「議案第１号」 農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主査	はじめに、議案第１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 進行番号１番、熊谷市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する下忍字京田〇〇〇〇、地目：畑、３００㎡、について、売買により住宅１棟、建築面積９５．３８㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。 譲受人は現在、熊谷市の実家で母と家族４人で暮らしていますが、子どもの中学校進学を機に独立した住居を構えたいと考えていたところ、譲渡人と申請地の売買が締結したため、申請に至ったものでございます。 申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。国道１７号バイパス下忍交差点の北に位置する下忍地内の集落内農地でございます。 なお、本申請地につきましては、７月の総会において、「議案第３号　農地法第５条の規定による許可書の取消申出」を行った農地の一部であることを申し添えます。 次に、進行番号２番、行田市長野二丁目にて不動産賃貸業等を行う譲受人が、譲渡人が所有する長野字吾妻〇〇〇〇、地目：田、７５㎡、外１筆、計１０４㎡について、売買により貸倉庫敷地とするため、申請があったものでございます。 譲受人は、令和６年に申請地と一体で使用している土地建物を購入しましたが、測量をした結果、申請地に敷地が越境していることが判明しました。その後、元の所有者に経緯を確認しましたが、土地造成及び倉庫の建築は先代が行ったものであり、違反の経緯は不明だったとのことです。 改めて、違反の状況を埼玉県加須農林振興センターにも確認し、農地に越境した土留めを撤去すると建物にも影響する恐れがあることから、やむを得ず必要最小限の転用を行うものです。 場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。行田市消防本部から南に位置する長野地内の集

		落内農地でございます。 　次に、進行番号３番、埼玉字片原通〇〇〇〇、地目：畑、９８０㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 　譲受人は、東京都に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１６８枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw で、設備の周囲を高さ１．５ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。埼玉中学校の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。なお、こちらにつきましては、令和７年４月２５日の総会において許可申請の取り下げを行ったものの、再申請となっております。 　次に、進行番号４番、埼玉字片原通〇〇〇〇、地目：畑、９９８㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 　譲受人は、神奈川県横浜市に本社をおき、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１６８枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw で、設備の周囲を高さ１．５ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。埼玉中学校の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。 　次に、進行番号５番、藤間字四ノ口〇〇〇〇、地目：田、１７１㎡、外１筆、計６５０㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 　譲受人は、神奈川県横浜市に本社をおき、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１６８枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw で、設備の周囲を高さ１．５ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。見沼代用水にかかる藤間橋から南に位置する藤間地内の集落内農地でございます。なお、位置図の白抜

		きの部分は原野であり、全体敷地面積が１，２０１㎡となっておりますことを申し添えます。 　次に、進行番号６番、長野字吾妻〇〇〇〇、地目：田９８５㎡、外７筆、計４，８４９㎡について、売買により診療所１棟、建築面積７２１．０８㎡、及び薬局１棟、建築面積１８７．１３㎡、計９０８．２１㎡を建築したいとして申請があったものでございます。 　譲受人は、熊谷市で精神疾患医療の病院を営んでおりますが、行田加須羽生の利根医療圏において精神科のクリニックが少ないため、地域包括ケアのためのサテライトクリニック敷地を探していたところ、本申請地にて譲渡人から承諾が得られたため、申請に至ったものでございます。事業計画では、接道である南大通と同じ高さまで造成行い、敷地中央を流れる水路部分には車両用ボックスカルバートにより暗渠化します。そのほか敷地境界には擁壁及び１．６ｍのフェンスを施工する計画となっております。排水は下水道に接続する計画となっております。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は南大通りから２５ｍは市街化区域となっており、それより南側は市街化に近接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。行田市消防本部から東に位置する長野地内の集落内農地でございます。 　以上で議案第１号の説明を終わりますが、去る８月２０日、現地調査をしていただいておりますので、新井委員にご報告をお願いいたします。
	新井委員	去る８月２０日、私と関口委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第１号についての説明及び新井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 　（なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第１号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 　（全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第１号は承認することといたします。
	議長	次に議案第２号「農用地利用集積等促進計画（案）」について、を議題といたします。

『議案第２号』 農用地利用集積等促進計画（案）について		なお、この案件は、委員自らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により議事参与の制限が適用されますので、伊東委員、新井委員には、一時退席をお願いします。その他、該当する方がいらっしゃれば申し出てください。 （委員退出）
	議長	それでは事務局より説明いたさせます。
	主査	議案第２号「農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明申し上げます。 本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。今回の農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りは令和７年１０月１５日を開始日とするもので、委員の皆様に集積・集約活動の一環として取りまとめをお願いしたものでございます。個々の案件につきましては、別紙のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、１５ページの「集計表」によりご説明させていただきます。「１、新規設定」が、賃貸借、田：２９万８，６９７㎡、畑：０㎡、合計：２９万８，６９７㎡、２９９件。使用貸借はなし。「２、再生設定」はなし。「３、合計」が、賃貸借、田：２９万８，６９７㎡、畑：０㎡、合計：２９万８，６９７㎡、２９９件でございます。 次に、１６ページの借受希望者集計表を御覧ください。 法人が２社、個人が４名、合計２９９筆、２９万８，６９７㎡の借り受け希望となっております。 以上で、議案第２号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。 以上、説明とさせていただきます。
	議長	事務局から「議案第２号」についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。 （なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので、「議案第２号」につきましては、原案のとおり、承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって、「議案第２号」は承認することといたします。 退席した委員の入室を認めます。 （委員入室）
	議長	伊東委員、新井委員に申し上げます。「議案第２号」は原案のとおり承認されました。

『報告事項』	議長	次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主事	議案書２ページをご覧ください。 （１）（２）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。（１）「農地法第４条第１項第７号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、２件の届出があり、転用目的は、自己用住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、（２）「農地法第５条第１項第６号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、４件の届出があり、転用目的は、分譲住宅（2棟）、公衆道路、住宅敷地、住宅道路でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、議案書３ページをご覧ください。（３）「農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。本件は、４件の届出があり、中間管理事業等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。
	議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
６　その他	事務局長	つづきまして、その他でございます。 ・加須農林振興センターだよりについて ・農地パトロールについて 以上をもちまして、第２７回農業委員会を終了いたします。
７　閉会		本日は、ありがとうございました。 （９：４０）

その他特に重要と認めた事項	

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

……

署名委員

……

署名委員

……